

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 31 年 3 月 13 日

住 所 長野県下伊那郡阿智村伍和 3954 番地
氏 名 株式会社恵那興業
代表取締役 平栗 秀信
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日	平成 15 年 5 月 7 日	許可番号	070126
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第 7 条第 7 号に規定する廃プラスチック類の移動式破碎施設(固定式兼用) 施行令第 7 条第 8 号の 2 に規定するがれき類の移動式破碎施設(固定式兼用) (株式会社小松製作所 BR200S) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破碎物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。		
設置場所	長野県下伊那郡阿智村伍和 3954 番地		
処理能力	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 24 t/日 (3 t/h 8 時間稼動) 木くず、金属くず、がれき類 32 t/日 (4 t/h 8 時間稼動)		
許可の条件	1 移動式破碎施設(固定式兼用)の移動式としての処理は、排出現場内においてのみ行うこと。 2 稼働は午前 8 時半から午後 5 時までの間に限る。		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は管轄地域振興局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成31年3月13日

住所 長野県下伊那郡阿智村伍和 3954 番地
氏名 株式会社恵那興業
代表取締役 平栗 秀信
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日	平成15年5月7日	許可番号	070127
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	施行令第7条第7号に規定する廃プラスチック類の移動式破碎施設(固定式兼用) 施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の移動式破碎施設(固定式兼用) (株式会社諸岡 MC-2000) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破碎物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。		
設置場所	長野県下伊那郡阿智村伍和 3954 番地		
処理能力	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 24 t/日 (3 t/h 8時間稼動) 木くず、金属くず、がれき類 32 t/日 (4 t/h 8時間稼動)		
許可の条件	1 移動式破碎施設(固定式兼用)の移動式としての処理は、排出現場内においてのみ行うこと。 2 稼働は午前8時半から午後5時までの間に限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は管轄地域振興局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		